4　再審査請求

㈠　再審査請求は、正当な理由があるときを除き、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して一月を経過したときは、することができないこととした。（第六二条関係）

㈡　審査請求に関する規定は、原則として、再審査請求について準用することとした。（第六六条関係）

5　行政不服審査会等

㈠　行政不服審査会

(1)　総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くものとし、審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとした。（第六七条関係）

(2)　審査会は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員九人で構成するものとするほか、審査会の組織について、必要な規定を設けることとした。（第六八条～第七三条関係）

㈡　地方公共団体に置かれる機関

(1)　地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととした。（第八一条第一項関係）

(2)　(1)にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関を置くこととすることができることとした。（第八一条第二項関係）

(3)　(1)又は(2)の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例等で定めることとした。（第八一条第三項及び第四項関係）

6　補則

㈠　不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならないこととした。（第八四条関係）

㈡　不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならないこととした。（第八五条関係）

7　その他

㈠　5㈠(2)の審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、行うことができることとするほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

㈡　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第六条関係）

8　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第六九号）（総務省）

1　行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の施行に伴い、関係法律について、審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行うとともに、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴えを提起することができないこととする規定について、一定の場合を除き廃止することとした。（第一条～第三四二条関係）

2　この法律は、行政不服審査法の施行の日から施行することとした。

◇行政手続法の一部を改正する法律（法律第七〇号）（総務省）

1　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。（第三五条第二項関係）

2　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとした。（第三六条の二関係）

3　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。（第三条第一項及び第三六条の三関係）

4　この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（法第七一号）（消費者庁）

一　不当景品類及び不当表示防止法の一部改正関係

1　事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

㈠　事業者は、自己の供給する商品等について、表示等により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこととした。

㈡　内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、必要な指針を定めるとともに、指針を定めようとするときは、事業所管大臣等に協議し、消費者委員会の意見を聴かなければならないこととした。（第七条関係）

2　指導及び助言

内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言ができることとした。（第八条関係）

3　勧告及び公表

内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて講ずべき措置を講じていないと認めるときは、表示等の管理上必要な措置を講ずべき旨を勧告できることとするとともに、その勧告に従わないときは、その旨を公表できることとした。（第八条の二関係）

4　適格消費者団体への情報提供

消費生活協力団体等は、適格消費者団体に対し、情報を提供できることとするとともに、適格消費者団体は、当該情報を差止請求権の適切な行使以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととした。（第一〇条関係）

5　権限の委任等

㈠　消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な表示等に対処する必要があること等の事情があるため、措置命令等を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、報告の徴収等の権限を事業所管大臣等に委任できることとした。

㈡　消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができることとした。（第一二条関係）

6　関係者相互の連携

内閣総理大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等は、必要な情報交換その他相互の密接な連携の確保に努めることとした。（第一五条関係）

7　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　消費者安全法の一部改正関係

1　消費生活相談等の事務の実施

消費生活相談等の事務に従事する職員等の守秘義務、消費生活相談等の事務の委託その他地方公共団体における消費生活相談等の事務の実施について所要の規定を整備することとした。（第八条～第九条関係）

2　消費生活センターの設置等

消費生活相談員の職務及び要件、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等に係る条例の制定、指定消費生活相談員の指定その他消費生活センターについて所要の規定を整備することとした。（第一〇条～第一〇条の四関係）